



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 42(3), 169-170
Issue Date	1992-03-13
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16835
Type	bulletin (other)
File Information	42(3)_p169-170.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成三年五月二十四日（金）午後二時半より

「ヴェトナム歴史研究の現状」

報告者

坪井善明氏

（北海道大学法学部教授）

出席者

一〇名

○平成三年六月二日（金）午後二時より

「アメリカにおける会社取締役の役割に関する一考」

報告者

マーク・J・ローウェンスタイン氏

（コロラド大学ロー・スクール教授）

北海道大学法学部フルブライト客員教授）

出席者

一五名

報告は、アメリカにおける会社の代表取締役社長CEOに対するコントロール欠如を問題としており、株主のコントロール

を強化する方策を提言するものである。

CEOの優位が手に負えなくなった事態を象徴する現象として、報告では、役員の高額報酬と会社買取に対する取締役会の対応が挙げられている。アメリカの会社役員は、取締役会において会社の業績、収益と関連なく決定された、卓絶した高額報酬を得ている。役員を選任し、その報酬を設定する取締役には、適切な注意を払い、会社の最善の利益のために行動するという信任義務があるが、CEOから「独立」しているはずの社外取締役がその大部分を占めているにもかかわらず、会社と株主に有利な交渉をおこなない、役員報酬の水準を抑え、取締役でもあるCEOの意向をコントロールし、役員報酬の高額化に歯止めをかけるためのインセンティブはない。理論的には、株主が取締役を選出するので、取締役が満足できなければ、いつでも交代させることができるはずである。過剰な報酬であり、会社の資産の浪費であると判断されると、役員に報酬の払戻を命じる、あるいは取締役が報酬承認の責任を取らせるといふ司法的な制約も存在しないわけではない。しかし、CEO以外の意思に基づいて現職の取締役以外を株主が選出することも、報酬の適正さについて裁判所が認定することも容易ではない。

株主にとり一層憂慮すべき状況は、合併や公開買付け、そ

他の取引を通じての会社買取りの申込に対する取締役会の対応に見られる。CEOは、合併や公開買付けの結果、その地位を失うので、その申込に対して敵対的であっても不思議ではない。としても、合併や公開買付けへの反対をCEOは株主の最善の利益として説明しなければならず、しばしばあるように自らが係わっている対案を提起する場合、それが他の提案より優れていると、取締役会を説得しなければならぬので、CEOに対する抑制が機能しているような印象を与える。実際には、取締役会はCEOに牛耳られがちであり、当然期待されている役員に対する監視という役割を果たしていない。つまり、取締役会は、法人の経営を指示するという目的で選出されている筈であつたのに、現実には、役員が取締役を任命し、株主がそれを追認するという構造になつてゐる。

そこで、報告者は、取締役を廃止し、任期を比較的長く設定したCEOなどの役員を一括チームとして（一定数量以上を所有する）株主が選出すること、CEOなどを「経営陣」と呼ぶこと、そして、株主は経営陣に対するリコール権を有するという制度を提案している。これに対する反応として報告者が予想していたのは、株主には経営陣を選出するという能力があるのだからかという疑問であつたようである。現在の株主は個人投

資家よりも、「機関投資家」が大部分を占めているので、経営者を選出するのに足る十分な情報を手に入れることは困難ではなく、そのような知識に基づいた判断を期待してもおかしくない。この結果、株主民主主義——資金を委託される会社の経営者は株主が選出し、株主に対して責任を負うという元来の考え方が再び導入されることになる。同時に、敵対的乗っ取りや経営陣の刷新を困難にする立法を制定すると、経営陣は長期的な展望にたつて会社を経営するようになるかもしれない。さらに、報酬決定権を株主に委ね、役員を選出と一体化すると、役員報酬がもっと理性的なレベルとなる。経営陣は専門家を任命し、現在、取締役が行なつてゐる機能の肩代わりをさせるなど、現行制度の長所を生かすような仕組みを補うことで、今日の問題を解決できるのではないかと、報告者は考へてゐる。

質疑応答においては、日本と比較すると活発といわれる株主の活動の実態、取締役会を廃止するにもかかわらずCEOに直属の専門委員会を設ける意図、提言の現実性についてなどが問題とされた。報告者の立場は、株主が何らかの影響力を持つため、機関投資家のような専門家が株主として積極的に活動できる状況を作り出すための新しい提言のひとつとして興味深いといふことができる。

（文責 紙谷 雅子）